

## 第2回 世田谷区子ども・子育て会議 議事録

▽日 時

令和元年7月17日（火）9：30～12：00

▽場 所

区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

▽出席委員

森田会長、相馬副会長、池本委員、普光院委員、松田委員、布川委員、林委員、上田委員、佐方委員、長野委員、小泉委員、辻委員、萩原委員

▽欠席委員

天野委員、猪熊委員、加藤委員、飯田委員、廣田委員

▽事務局

澁田子ども・若者部長、知久保育担当部長、堀込子ども育成推進課長、相蘇児童課長、増井子ども家庭課長、望月若者支援担当課長、後藤保育課長、有馬保育認定・調整課長、中西保育計画・整備支援担当課長、須田幼児教育・保育推進担当課長

▽資 料

1. 世田谷区子ども計画（第2期）後期計画 素案
2. 保育施設整備特別推進策の実施について

堀込課長 皆さま、おはようございます。定刻になりましたので、今期の第2回世田谷区子ども・子育て会議を始めさせていただきます。まず、子ども・若者部長よりご挨拶をさせていただきます。

澁田部長 皆さま、おはようございます。子ども・若者部長の澁田でございます。本日はお忙しいところ、第2回世田谷区子ども・子育て会議にご出席いただきありがとうございます。また、委員の皆さまには日頃より世田谷区の子ども・子育て施策にご理解・ご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

今年度の世田谷区の保育待機児童数について、既にご存じの方も多いと思いますが、前年度より16人減少しましたが、まだ470名おられまして、引き続き保育施設整備が必要な状況となっております。また、来年4月の開設を目指して児童相談所の開設準備も今、着実に進めているところでございます。

本日は子ども計画第2期の後期計画の素案や、保育施設整備の特別推進策の実施についてご説明いたしまして、委員の皆さまのご意見を頂戴したいと考えております。また委員の皆さまの忌憚のないご意見をいただき、この計画や施策に反映してまいりたいと存じますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

堀込課長 本日の議事は、(1)子ども計画(第2期)後期計画素案についてと、(2)の保育施設整備特別推進策実施についての2本でございます。11時半までの予定ですが、(1)に重点的に時間配分をしていただければと思っております。それでは会長、よろしく申し上げます。

森田会長 おはようございます。なかなか晴れず、あまり夏休みに入ったという自覚がないですが、お子さんたちがもう短縮授業に入ったと聞くと、そうなのだと感じております。大学は今、最終の試験の最中になりますので、すごく忙しい時期ですが、子ども計画後期計画の素案が出来上がってきまして、各自治体ともに次年度以降の計画をどうつくるか、事業をどのように組んでいくのかということ、いろいろと今、試行錯誤しているところです。

今日は後期計画の素案について、皆さんからのご意見をいただく大変重要な会になります。出来る限り皆さんにご意見を出していただく時間を取りたいということで、今日は後期計画の素案に、十分に時間を取って皆さんのご意見を頂戴したいと思っております。素案は膨大なものなので、的を絞ってご発言いただくことが難しいかもしれませんが、ぜひ一言は素案に対してご意見をいただけるように考えていただき、今日の議論を実りあるものにしていただけたらと思っております。

それでは今日の議事1 子ども計画(第2期)後期計画の素案について、事務局からご説明お願いいたします。

(1) 子ども計画（第2期）後期計画の素案について

事務局 子ども計画（第2期）後期計画の素案ということで、お手元に冊子の形でお配りしております。この素案については7月5日に開催した、学識経験者等で構成する部会でお示しをして、ご意見をいただき、可能な範囲で反映した状態で、本日お手元にお配りをしています。

まず、この後のスケジュールについて、お話をさせていただきます。本日、この子ども・子育て会議でご了解いただいた後、今月末から来月8月の下旬ぐらいにかけて、素案を政策形成の会議に報告します。それをベースにして、9月に行われる予定の区議会の第3回定例会に素案を報告することが、前半の1つの山になります。その後パブリックコメント等々を含めまして、内容を肉付けして、年度末に向けて仕上げていくという二段構えの形になっております。

そのスケジュールの中で素案を9月の議会に報告するにあたって、子どもの声を聞くことが大切ということで、区民版の子ども・子育て会議と、区の共催でティーンエイジ会議を予定しております。ご承知おきいただければと思います。

では、素案の冊子の全体についてご説明をさせていただきたいと思います。まず1ページをお開きください。国等の状況を概括的に書いておりますが、真ん中から下のほうで、児童相談所への児童虐待相談件数が急増しているということ、国の法改正の関係、児童虐待防止対策強化等に向けて、一体となって動いているということを記述しております。最終段落には子どもの貧困の関係を、今回の素案作成にあたって少し強調して書いております。

次の2ページでございます。この国の動きを踏まえて、区の状況やこれまでやってきた取り組み等を概括的に書いております。真ん中から少し下、子どもの貧困の社会問題化の部分と、平成28年の児童福祉法の改正によって、特別区が児童相談所を設置できることになったということで、後期計画のスタートと同時期の令和2年4月に区立の児童相談所を開設するということを書いています。そして、児童相談所の開設を1つの契機として、これまで以上に予防型の子育て支援を進めるとともに、子どもや子育て家庭に最も身近な地域において、多様な地域資源が連携、協力しながら、適切な見守りや相談支援ができるよう、地域、地区における相談支援体制、ネットワークの強化を図る必要があることと、区立の児童相談所をつくって、区としてこれからどうしていくのかという思いを最後の4、5行に入れております。

3ページにつきましては、子ども計画（第2期）が、平成27年から令和6年の10年間の計画で、後期計画はその後半の部分にあたるということを図示しております。

4 ページでございます。子ども計画の位置付けでございますが、現行の計画から少しこの図の中に書き込みが増えております。国というところの枠から矢印で右側に、世田谷区というところで、子ども計画（第2期）後期計画という枠があります。現行計画では、子どもの貧困対策推進法と子どもの貧困対策計画、子ども・若者育成支援推進法と子ども・若者計画、この2つの枠がございませんでした。法改正等々を受けまして、今回からこの2つの位置付けをここに組み込んでいます。

5 ページ以降ですが、ここからが本日、特にご意見をいただければと思っている部分でございます。子ども計画（第2期）の中間評価ということで、5 ページから 15 ページまで続きます。この部分は、大きく 4 つに分かれております。（1）では、子ども計画（第2期）に基づいて実施したこの間の主な取り組みを列挙しております。リード文に書いてある 3 つを重点政策として掲げておりましたので、この 3 つの重点政策でグルーピングして、この間やってきたことを整理しています。

部会でもう少し書いたらどうかというご意見もいただきましたので、例えばこの 5 ページの上から 2 つ目の白丸、利用者支援事業の実施については追記をさせていただいております。さらに 1 番下、ひろば事業関係の中にワークスペースひろば型という記述がなかったのですが、この辺りも新しく書き加えたところがございます。

6 ページにまいりまして、1 番上のファミリーサポートセンター事業の実施も、部会の意見を踏まえて追記をしております。その下、児童館の子育て支援の充実も追記しております。黒い四角の 2 番目の子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上というところは、前回部会でお示した通り、保育定員の拡充以下、3 つの項目を、記載をしているところでございます。次の四角、子どもの生きる力の育みでは、外遊びの推進、子どもの貧困対策の推進、その下の児童養護施設退所者等への支援の実施について、部会のご意見を踏まえて追記しました。以上、最初のパートでは、この間の主な取り組みを抜き出して、3 ページほどでまとめている状況です。

次の 8 ページからは、（2）支援事業計画の達成状況ということで、この子ども計画は子ども・子育て支援法に基づく事業計画を内包しておりますが、その数量的な部分の目標に対して、平成 30 年度の実績を数量でお示ししています。

次に 10 ページでございます。（3）子ども計画（第2期）の指標による評価ということで、子ども計画では子どもの指標、そして保護者の指標という 2 点の指標を掲げておまして、その評価になります。10 ページの（1）子どもの指標の自己肯定感の関係ですが、中学生は前回の平成 25 年調査と比べ

ますと、かなり良いほうに変化しています。前回、「すごくそう思う」が13.2%、「まあそう思う」が26.2%ですが、今回はそれぞれ18.4%と30%ということで、この2つを合わせますと、今回は5割に近い48.4%となっています。人数で見ますと、今回は529人と、500人を超える数の中学生が自分のことが好きだと思うかという質問に対して、「すごく思う」「まあそう思う」と回答しています。

この辺は大きな指標ですので、事務局でも特に注目をしておりましたが、この背景と原因がなかなか分からなく、先ほど会長とも、「ティーンエイジ会議とかで実際、お子さんに聞いてみるというのも1つの手ではないか」という話をしていました。今のところ、いろいろ調べても、国の状況なども多少肯定的な回答をした割合が上昇しており、世田谷区と同じ傾向は全体で見受けられますが、ここまで上がってくる背景がつかみ切れません。それぞれのお立場から何か参考意見がもしあれば、後ほどのお話の中に混ぜていただければありがたいと思います。

11ページは、小学生、低学年、高学年ということで同じ設問です。前回と設問の切り分け方が少し変わっておりまして見にくい部分もありますが、トータルすると小学生のほうは大きな変化はないと思っております。

12ページは保護者の指標ということで、こちらも子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合、就学前児童の保護者と、就学児童の保護者ということで、お示しをしておりますが、就学前児童では、若干ポイントが下がっているのが残念なところでございます。また、詳しくは後ほどご覧いただければと思います。

14、15ページがこの中間評価という章立ての締めくくりのパートになりますが、子ども・子育て会議による評価・検証及び課題抽出です。現在の計画は、以下に書いてある4つを視点として整理しておりますので、ここの評価・検証、課題抽出も、この4つの視点という軸から記述をしております。

16ページですが、こうした振り返りや課題、認識等を踏まえて、次期計画を整理していくわけですが、第2章の1つ目、目指すべき姿という部分については絵柄も含めて変更はございません。10年計画自体がベースにあって、その後半ということですので、ここは引き続き同じ姿を掲げています。

17ページが、そこを目指すべき姿としていく中で、今回の後期計画の基本コンセプトということをお示ししています。この間何度となくお示ししている、子ども主体について書いています。つなぐ・つながる、参加と協働、地域の子育て力という、3つの視点を様々な施策を貫く横軸として各施策を点検、整理していくという、基本的なコンセプトを掲げております。内容につきましてはこの間お出ししておりますので、本日は割愛させていただきます。

20 ページ、21 ページが、今回の重点政策です。最終的な3月の案の段階では、それぞれ書き込みを増やしていくとともに、パートごとに図を使いながら今後膨らませていきたいと思っておりますが、素案の段階ではおおむねこういった項目の整理ということになっております。

重点政策は4つ設定しております。1、2、3については、表現は少し変わっていますが、おおむねジャンル分けとしては現計画を踏襲したような状態です。1番目は、「子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます」ということで、ここは下の箇条書きになっておりますが、子どもの権利の普及、啓発、あるいは子ども・若者の参加・参画の推進といった辺りを強調していくものと考えております。

2番目の「妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう、子育て家庭を支えます」ということで、先ほど冒頭でも申し上げましたが、区立の児童相談所ができるということで、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携、さらには地区における子どもの相談体制の充実という部分をしっかりこの辺では書き込んでいきます。

3番目は基盤整備と質の確保、向上ということで、ここについても引き続き整備等に取り組んでいくということが書かれております。

4番目が今回、新しく加わった部分でございます。「緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます」ということで、「子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談体制を構築」していくということです。その他、社会的養護の推進等含めて、このパートで書いております。その下に4つの重点政策の関係図を載せていますが、1、2、3番をこの図では上に書いて並列に並べておまして、4番目の緊急対応というのは児童相談所の強力な法定権限も含めて、最終的なセーフティネットという位置付けになっております。ちょうど網がかかるような表現をして上向きの矢印を載せておりますが、緊急対応によって、地域で安心して生活できるよう戻していくことを表しています。

22、23 ページですが、各パートの個別の書き込みを体系的に整理している部分です。基本的には、現計画をおおむね踏襲はしておりますが、今回の重点政策も含め、多少変化をさせています。まず大項目、1番目の子育て家庭への支援で、前は3つの中項目で構成しておりましたが、中項目(2)と(3)を新しく追加したところでございます。(2)のところは地区ということで、先ほどから申し上げているような相談支援、見守りネットワークを強化していくことを、ここでは児童館利用も含めて書いています。(3)につき

ましては、この間、取り組みを進めているネウボラの関係になります。前回の計画ではまだこのネウボラの関係のパートが確立、整理していませんでしたので、1つ独立した中項目として整理をしているということでございます。

他には、3番目の大項目の中の(3)生活困難を抱える子どもの支援を追加し、子どもの貧困対策の推進について書いております。冒頭申し上げたように、今回からこの計画に、子どもの貧困対策推進法に基づく計画を内包する位置付けをもたせるということがありまして、この部分のパートをその意識のもとで書き込んでいく予定です。以降、各パートの書き込みがありますが、本日、個々の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以降はざっとご説明します。56ページからが、内包する子ども・子育て支援事業計画の部分です。

少し飛びますが、69ページからが別の章立て、第6章ということで、若者計画の部分です。

最後の章立ての77ページですが、第7章ということで、計画の推進になります。従来は実現の方策という表現でしたが、表現を変えて推進体制を書いております。

78ページになります。先ほど指標の評価のところでも少し触れましたが、前回の部会で地域を軸にした指標というのが必要ではないかというご意見をいただきましたので、先ほどの中間評価のところでは今までそういう整理をしていなかったのに入れなかったのですが、今後、新しく地域の指標というのも入れようということで追加したところでございます。

かいつまんでご説明させていただきました。これで完成ということではありませんので、これをベースに年度後半で肉付けをし、図なども盛り込みながら、最終的には年度末に策定することになります。5ページから15ページの子ども計画(第2期)の中間評価と課題認識が、後期計画を策定するうえでベースとなりますので、本日、この辺を中心にご意見などをいただければと思っております。事務局の説明は以上でございます。

会長

膨大な素案になります。ここからご意見いただきたいと思いますが、個別の事業が体系の後に続きますので、そこでの書き込みについてのご意見も頂戴したいというふうに思います。

7月5日の部会では、この評価から具体的な検証をして、柱立てをどうするのか。さまざまな課題をどのような形で次の計画の中に盛り込んでいくのかということを中心に議論をさせていただきました。本日の素案は、その意見を踏まえて修正をしたものとなります。

この計画は5年ごとに見直しをしますが、子どもや保護者の方が家庭で楽しい子育てができるように、子どもが健やかに育つように、地域がどのよう

に耕されていくのかという、この辺りが評価軸として大切になります。さまざまな課題に突き当たるときに、市民や行政、そして事業者が、保護者たちと一緒に子どもを育てるといふ、世田谷をどう作りあげていくかという段階にあります。こんなふうには押し寄せていただいて、皆さんからのご意見をいただければと思います。

今回の計画の一つの特徴は、国のほうで子どもの貧困対策推進法や、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画を作ることができる規定がされて、世田谷区としてこの子ども計画の中に内包することとしました。それと同時に子ども計画で、子どもたちや子育て家庭がどのようにここで過ごして、暮らしていくのかについての支え方と、事業計画というものを内包していますが、この中身についてどうかということも今日議論していただかなければいけないと思います。

一括してお話を伺うよりは、まずは作りこみ方のところと、それから中間評価のところでも少しご意見をいただいて、その後今回の後期計画の重点政策などの議論をしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

先ほどお話がありました、自分のことが好きだと思う子どもの割合についてですが、私はこの結果を見て、この調査をしたことの意味に少し違和感を持ちました。うちには高校生の子どもが2人おりますので、「あなたたち、こういうアンケートがあったらどう答えるか」と聞きましたら、ひとり「とりあえず5と答える」、もうひとり「とりあえず4.5」という感じで言っておりました。また、昨夜子どもの友達が4、5人、泊まりに来ておりましたので聞きましたら、「よく読まないと思う」という言い方をした子がいました。「アンケート自体が面倒くさいから」と言った子もいました。

それでも見ている限り、もう3年間知っている子なのですが、幸福感はそれほど低くない子だと思っています。こういう調査があるときに、1や2を付ける子というのは、恐らく要支援の子どもとしてすくい上げる必要のある子だと思っているのですが、この「すごくそう思う」、「まあそう思う」が増えてくるということに対しては、どういう意味があるのかは疑問に思いました。ただ私自身が子どもの頃のことを考えても、5って意外と付けにくい、普通のアンケートだと思っても、なかなか自分のことをすごく好きだというふうには付けにくいところがあると思いました。

会長  
委員

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

何を聞かれているかという部分で、項目が具体的ではないと思います。好きだ、嫌いだという聞き方なのですが、日本人は大体3か4を付けると言われていますし、もう少し何が好きなのかを具体的に聞かないと、答える側も何によって答えていいのか分からないと思います。今の項目のように何を聞



いているのか分からない質問をいくらしても、答えの項目もまあまあとか、あまり思わないとか、どちらかという、という、全く答えになっていません。何となく大きく捉えているだけで、そんなに具体的な答えが出てこないような気がします。厳しいかもしれないですが、もっと細かく聞くなり、具体的にどこがどう好きなのかなどを聞かないと、せっかくアンケートをとっても活かせないのではないかと思います。

会長 アンケート自体は調査結果が出ておりますので、ぜひ委員の方々にもう少しその中身をお読みいただき、それから説明をさせていただきたいと思います。それから、この項目だけを出すということが、なかなか理解が得られないことだとすれば、この出し方について検討する必要があると思いました。他にご意見いかがでしょうか。全体の中間評価、前回の評価指標をどのように評価して今回の5年間の指標に持っていくか、この全体の評価についてご意見いただければと思います。

委員 前回の部会の議論をもとに、丁寧に加筆修正してくださり、どうもありがとうございました。5ページも前回は取組み・成果だったのが、取組みとなっていたり、細かい部分まで第1弾で修正を理解することができました。今の指標についての議論は、なかなか社会調査の宿命という部分もあり、難しいと思っていたところです。

この自己肯定感や子育てが楽しいかという認知的、心理的な指標だけではなく、子どものニーズもいろいろ聞いた項目があったと思います。子どもがどんなニーズを持っているのか、それが前回とどう変化しているのかというところも追加してもいいのではないかと、ご意見を聞いて思いました。

2点目は、5～7ページはだいぶ細かく書いてくださっていますが、学童や新BOPなどの言葉が出ないので、ここに書いてないところは怎么样了のかと思いました。

委員 11ページですが、部会のときから気になっていたのですが、児童館の利用者は5段階評価になってしまって、BOPの利用者は3段階になってしまったから比べようがないというようなお話だったと思いますが、低学年でも高学年でも同じような傾向の差ができてきているというのは、これはどういうふうに捉えたらいいのかという印象をこの図から受けました。これはこれでいいと思いますが、次回調査のときはこういう不思議な感じにならないようにする必要があったと思います。

会長 BOPと児童館で実施した理由と、3段階評価にした理由について少し補足してください。

事務局 11ページの小学校のアンケートですが、前回調査のときは、小学校に協力を依頼して、学校のある時間帯を少し生み出してもらって、学校の先生のも

とで説明をしてもらいながら、お子さんに書いてもらったという状況でした。同じ状況でやりたかったのですが、学校の授業等々、5年前から比べるとかなり密度が濃くなっておりまして、なかなか時間が生み出せないということがあり上手く進められず、別の代替手段としてBOP、児童館を利用しているお子さんを対象にアンケートをとろうということになり、スタイルが全く変わってしまったということがあります。

委員               なぜ、BOPと児童館で、3択と5択と選択肢が異なるのでしょうか。

事務局             まず3択と5択という意味では、平成25年調査も実は3択と5択に分かれていまして、分かりやすく高学年は5択、低学年は3択にしています。これについては、学校に協力いただきながら行ったときに、低学年の特に1年生だと、5択の「やや」など理解しにくいので、分かりやすく、1、2、3の3択にするようご意見がありました。そこを汲んでやっていて、低学年の理よが多い学童、BOPの調査は3択、児童館については高学年の利用が多いので5択にしたという背景があります。3択と5択を混ぜるのは、調査上おかしいので、見づらいですがこのようになりました。

これをぱっと見ると、「そう思う」と答えた割合は児童館利用者が高く、BOPの利用者が低いように見えますが、3択にするとどちらでもないという表現に回答する人が多くなるというのも、調査に多くあることです。どちらでもない子に、本当はどっち寄りなのかと聞けば、もしかすると同じかもしれないので、非常に評価がしづらいということが状況としてあります。5年後は同じ形で聞くようにします。

会長               よろしいでしょうか。他にご意見どうぞ。

委員               中間評価全体なのですが、例えば妊娠期からの切れ目ない支援、虐待予防の項目ですと、新しく実施したものや、利用者が大幅に拡大したのが多いので、きちんと取り組んだということ、ここで型って欲しいと思いました。9ページの達成状況を見ても、平成26年度はゼロだったものや、大きく実績が伸びている事業もあり、かなり大きな利用者の拡充につながっているので、そういった点を盛り込んでもよいと思いました。読み方が間違っていたらご指摘いただきたいのですが、そういうことですか。

会長               実施や拡充、強化など、評価に関わる言葉が出ているのですが、その言葉の使い方の基準みたいなもの平準化していくということが必要だろうということでしょうか。

委員               おっしゃるとおりです。ゼロからだとは分からないので、開始というような表記があった方がよいと思います。

会長               数が増えると拡充というのだけど、実はそうじゃなくて、質的な変化だとか、そういったものも含めて、どういう言葉として書き込むかというところ

については、点検をお願いできればと思います。

委員 先ほどの小学生の指標のグラフは、3択と5択が混ざると分かりにくいので、低学年・高学年の分けにこだわらず、児童館利用者のグラフは別にしてもよいのではないかと感じました。

会長 中間評価のところでは何かありませんでしょうか。5年前の計画自体の中間評価ですので、次の計画が大事なことはいうまでもありませんが、その前提となる評価というものがこれでいいかということです。特に、事業計画の中で13事業が書かれていて、その事業の評価もここに書かれていますので、事業者の方々がたくさんいらっしゃいますが、これでいいのかというところが、重要なポイントかと思います。よろしいでしょうか。

委員 災害時の対応を進めたのがすごい気になっています。母子避難所が指定されたかと思いますが、5年間で取り組んだことがあるなら、ここに入れる内容ではないかもしれませんが、よろしくをお願いします。

委員 2つあるのですが、1つは保育所の入所基準を、10代親などを加えたりしたという動きもありましたが、この取り組みの中に入らなくていいのかどうかということです。そして、質的な指標というところで、前回の部会で、(1)は取り組みをまとめるということだったと思いますが、質的な評価、例えば認知率や利用率、ネウボラの実施についてなど、そういったところは中間評価の中でどういうふうに入れ込んでいくのかどうかと思いました。この点、議論していきたいです。

会長 認識としては利用者である当事者の保護者と、子どもたちの状況というのはどうなのかというところで、恐らく評価というものの代わりにここに求めたと思います。評価の機関としては、実はこの会議が評価機関として位置付けていますので、これまでの4年間を評価し、そして次のところへの課題を抽出し、その課題に対する施策をつくっていく責任がここにあるわけなので、その点において具体的な評価というものがこれでいいかというところがあります。つまり、実施の量的な評価というものと、質的な評価というものが具体的にはどうかということです。調査自体が、どうしても事業量施策のための調査になっていますので、そういう意味で具体的な当事者たちの質的な評価というところまではできないという状況に今なっていると思うのですが、この辺り、何か事務局のほうでこれまで検討されたことがあれば、お話しただけですか。

事務局 素案の段階で80ページあって、既に多いと思っていますが、現行計画は140ページくらいあります。例えば現行計画の76ページを見ていただくと、先ほど子どものニーズの話がありましたが、あったらいいなと思う場所についての調査結果が出ていて、ここに基づいて現状と課題の認識、目標設定を

して、どのような事業に取り組んでいくかを謳っています。これが各パートにあります。

これを評価の章に記載すると、あったらいいなと思う場所として、自然の中で思い切り遊べる場所と答えた方が多かったというように調査結果を並べていくというような本の構成になり、評価のページがものすごく分厚くなります。案の段階ではもう少しそういった調査結果も各パートに入れていきますし、計画の最後には資料編を付けていて、この計画をつくるにあたって実施した調査のうち、主だったものが資料編として付いています。今はこういう構成を想定しているところですが、計画書を始めから読んでいったときに、この評価という部分が 30 ページも続く構成にするかどうかについてはご意見をいただきながら、変えるべきところは変えようと思いますので、引き続きご議論いただければと思います。

委員 読んでいて、今の子どもの現状というのが何となくイメージしづらいと感じました。例えば全国だと小学生の暴力件数が今すごく増えているとか、虐待の件数が増えているというようなこととか、あと先生がわいせつで何人、懲戒免職になっているかといったことが集計されています。それが区内でどのくらいの数があって、それがどう変化しているかみたいな統計がコンパクトにあると、どういったことに取り組むべきかが見えてくるのかなと思います。そういう公的な世田谷区の状況みたいなものがあれば見たいと思います。

委員 6 ページの保育の質の確保、向上に向けた取り組みの辺りかと思いますが、企業主導型で職員が確保できなくて、閉園してしまったところがあるということがありましたので、そういうところに対してどのような取り組みをしたかということ、一言でも入れていただくと、世田谷の姿勢が見えると思いました。

委員 子どもが携わっているアンケートについてや、質の内容がもう少しこうであったらいいということや、もっとここに入れておかなくてはいけないというようなことも、とてもよく分かります。ただ、もう少し現場の声が見えるような感じの作りこみ方があっていいと思います。

例えば、SNS で子ども同士がリアリティに会話ができる。そこはまだ大人が見切れないところもある。そういう声ももう少し取り入れて、反映した作りこみ方というものがどこかに一つあっていいと思いました。

委員 前回の部会で中間評価の（１）はあくまでも取り組みを書くということに落ち着いたので、これでいいと私は思っていますが、後半の計画の各論のところとのバランスが特に大切だと思いました。

あとは現代の子ども、世田谷区の子育てを巡る危機感というか、現状認識を全国的な社会状況と国と区の動向というところだけではなく、もう少しフ

フォローして子どもを取り巻く変化というところまで書き込むかどうかというのは、議論の余地があるかなと思いました。

委員 今ここで話していたのは、あくまでも取り組んできたことの評価なので、ここで計画外だったものを論じることができないということは、後期計画の中ではあると思います。今の意見は、もう少し認知率みたいな質が分かるようなデータを差し込んでいくことができるのではないかというお話だったと思います。危機感みたいな全体状況の指摘みたいなことが頭のところに入れられれば、それはそれでとてもいいとは思いますが、どこまで入れるかということだと思います。

会長 世田谷区の抱えている課題というのが、例えば子どもの貧困にしても、虐待の問題にしても、どういう量的あるいは質的な状況にあるかということが分かるような指標を、簡単にこの2ページ、3ページの間あたりに、何かデータを掲載してはどうかというような話だろうと思います。

事務局 いくつかピックアップするのは難しいと思います。例えば貧困の章をつくったとして現状と課題のところにもっと書き込みをして、生活実態調査もやっていますし、国との比較を入れることはできます。もちろん子どもの章にも入れられるし、保育のニーズのところにも入れられますが、それを前段で今の世田谷区の子どもの状況として並べると白書みたいなイメージになります。これは計画なので前段はそんな多くしなくてよいというのと、では、何を選べば世田谷区の子どもの状況を指した統計といえるかということ、1つ2つで示すことは非常に難しいです。章立ては細かく中項目があるので、その章立てに合った現状をお伝えするグラフを入れるという形の方が対応しやすいです。

会長 事務局の気持ちは分かりました。それでは今の話を踏まえて、14ページからは、課題抽出、目指すべき姿、基本コンセプトの「つなぐ・つながる、参加と協働、地域の子育て力」、そして4つの重点政策と続きます。ここについては、いかがでしょうか。

委員 14ページで、地域で包括的に支える仕組みの構築のところの4行目、例えばなぜ虐待は減らないのかというのがありますが、それに追いつかないくらい状況が悪くなっている可能性がある一方で、もしかしたら場や支援が増えたので、拾えているということや、心理的虐待をカウントするようになったために増加した可能性もあるので、単純に減らないと書かれてしまうと、状況と違う気がしますので、もう少し丁寧に書いていただければと思います。

委員 大人は大人で書くので、ここはやはりリアルに見なくてはいけないと思います。たくさん出てきている虐待や子育て不安というのは、子育てしやすいと感じるというのが、例えば25年から30年の間で同じくらいの状況

ですが、これで済んでいるというか、これだけ保育園がたくさんでき、子育ての環境を整えたにも関わらず、これだけまだあるという見方もできると思います。私はこれで済んでいるのか、増えている状況をここである程度、防止できているのかということはこのグラフから感じました。

同じように、評価というところでは、たくさんいろいろな評価項目が出ていますが、児童相談所の問題でいえば、気軽に相談にのっていただくのは、まだ敷居が高いなという感じがしています。そういう点では子ども家庭支援センターもそうですが、児童相談所が地域に出てきてもらえるような状況を、どのように作っていったらよいのかと感じます。

今は虐待予防が保育所で相当行われているという実態で、私も自分で実感しているのですが、夫婦間のトラブルが一番多いと思います。これを相談すると、それは子どもの問題ではなくて法的な問題ということで取り合ってもらえないのですが、それを取り巻く子どもたちの状況が、どういう悲惨な状況かという問題にもなるわけです。すごく細かいのですが、児童相談所の中に弁護士さんはきちんと位置付くとか、施設側が地域に出てくる、保育所に出てくることも含めて、少し挿入していただけたらよいと思っています。

会長

子育てをしている保護者の方々の多様な今の悩みがあるわけですが、4割を超える人たちが保育園に入園して、就学前の子育てをしていらっしゃると思います。この計画の中でいうと幼稚園を利用している人たちや、保育園を利用している人たちというのは、ニーズが顕在化します。しかし、在宅で子育てしている人たちのニーズはデータとしても採りにくく、なかなか顕在化しにくいです。

そのために今、利用者支援事業やひろば事業など、いろいろな形での取り組みを展開しています。決定的に一時預かりが足りないということは、計画を作っている段階で認識しています。在宅での子育てを、いろいろな保育機関や支援機関がどういうふうに連携して支えていくのか、大きな課題だと思います。

具体的にですが、保護者が相談できることと、支援者たちが相談できることは、少し違います。児童福祉課題を抱えているような家庭や、養育の困難な状況を支える子ども家庭支援センターや具体的な支援を展開させていく児童相談所へ連携して相談を強化していこうという方向性を世田谷区は持っているわけですが、身近な場での保護者の相談やその支援者に対する支援をどうしていくのかだと思います。

いろいろな課題を担っていこうとされている、保育機関の方たちが多いですが、こういった課題に対して、どんなふうに今後自分たちの取り組みを展開すればいいのかと思われていると思います。また、女性支援として行われ

ているドメスティックバイオレンスに対する相談、虐待相談、夫婦間の調停などのさまざまな問題に対して、子ども・子育ての計画と、どういうふうに関連と調整していくのかというようなことを問われたんだろうと思いますが、書きぶりとしては非常に難しいと思います。区が果たすべき責任と役割というところに、「これまで以上に予防と回復の重層的な支援」と書いてあり、これ自体は後のほうに書かれていることになると思いますが、そのような認識でいいのかという辺りはいかがでしょうか。

委員 今、個人的にこういう問題で手一杯になっています。このような現状があるため、支援者たちがたくさん相談に来ており、さばききれない状況もあります。

会長 親や子どもだけでなく、支援者が支援を受けるということが、非常に今、重要になってきていますし、その支援者たちをどのように専門的な支援するか、これも重要になっています。支援者支援みたいなのところについても目配りをしてほしいと思います。これだけ課題が社会の中に顕在化してくると、とりわけ支援側のほうの課題というのも大きいということについても認識しておく必要があるかなと思います。

委員 緊急対策の中で、先ほどの虐待の件なのですが、私は今、PTA をやっています。親が毎回、遅刻させるとか、食事をさせていないといった軽い虐待を民生委員に相談したところ、「民生委員は窓口だけなので、児童相談所に行ってくれ」と言われました。そして、児童相談所に行きましたら、そういう軽いものは忙し過ぎて手に負えませんと言われました。「ではどうすればいいですか」と訪ねると、何にも答えてくれません。もうほとんど見守るしかない状態です。

障害も重度の障害の子は非常によく面倒を見ていただいていると思います。世田谷区は特にすごいと思います。ただ、軽い障害がある子などは、割とほっとかれています。虐待についても、命に関わらないような問題でも、将来的には問題になると思うので、そこら辺の対応を少し考えていただけると助かります。現場としては今、相談窓口がないのが現状です。

「PTA でどうにかして」と言われるのですが、人の家の中に入っていきわけにいかないで、大丈夫かと見守っていることしかできていないです。窓口や相談できる人の数を増やさないと無理だと思います。そこら辺の対応を早急にしていただければと思います。少し話がずれてしまっていたらすみません。

会長 具体的には 18 ページのところの、「つなぐ・つながる」という、今回の計画の基本コンセプトのところの、非常に大きな柱のことだと思います。この計画の方針としてどう打ち出すかということと、事業としてどう展開させて

いくかということと、現場でどのように実践するかというのはレベルの違う話です。支援者側を支援しようとしたとき、具体的なケアを担ってくださっている場であるからこそ見えてくる大きな課題に対して、どうそれを支援するかということだと思います。市民側でさまざまなボランティアな形で関わってくださっている方たちが、抱え込んでおられるさまざまな支援の課題に対して、どのように応答や支援の相談にのっていくのか、仕組みづくりが重要だと思っています。

支援の相談だけではなくて、何らかのケアにつながっていくような、場へのつなぎ方みたいなものも必要になってくると思います。この辺りが実は今回の大きな柱になっている児童館の役割というものの大きさだと思います。この子どものところは全部これから、児童館を中心とした政策を作っていくと書かれていますので、児童館がそれだけの質と量、機能、そして場になれるのか、専門性を抱えられるのかということが問われているのだろうと思います。

委員

14 ページの当事者の参加・参画の推進のところは、区民版子ども・子育て会議の実施や運営を通じて、子育て当事者の方たちがいろいろ参画するというのは入ってこないのかどうかというところがあります。あと、15 ページの区が果たすべき責任と役割のところ、児童館や児童相談所の単語はたくさん出てくるのですが、学童の話がなかなかなくて、児童館のあり方というフレームだけではなく、その放課後の子どもの過ごし方、あるいは学童のあり方というようなところも書き込んだほうがいいのではないかと思います。そして、区が果たすべき責任と役割の中の2行目で、実施主体の多元化という文言があります。最近制度が複雑化しています。無償化も始まりますから、そのニーズ変化も踏まえた情報保障についても入れたほうがいいのではないかなと思います。

委員

この5年間で変わったこととして、児童福祉法の改正で第1条に子どもの権利条約のことが書き込まれたということ、どこか計画に入れて、それを踏まえて、大変な子だけではなく、普通の子も、例えば意見を聞いてもらえるとか、文化とか遊びの権利とか、ハイレベルな子どもの権利も、今後は目指していかなければいけないということがどこかで表現されていてほしいと個人的に感じます。

特に最初の当事者の参加・参画というのも、区の事業のために参画するという話だけではなくて、子どもが大半の時間を過ごす学校で、子どもの意見がちゃんと聞かれているのかということは、暴力だとか不登校がすごく増えている中では、検討すべき課題だと思います。あと、「せたホツト」がどういう機能を果たしてきているのかといったことも、検証が必要で、私も学校の



ことで一度、「せたホッと」に相談したことがあります。先ほどの命に関わらないものは取り合ってもらえないのと同じで、子どもが学校にちゃんと行っているのであれば大丈夫ではないですかというように形で、ハイレベルな子どもの権利の話がなかなか対応いただけなかったという経験もあります。その辺りも少し検証というか、評価が必要だと思いますし、先ほどのわいせつ教員がという話では、この間もそういう子どもにいたずらした保育者の保育士登録が取り消し漏れになって、また別の保育所でそういう被害が出たというような記事もありましたが、そういったこともしっかり防いでいくといったことも必要ではないかと思います。

実際に保育所の評価をされている方や自治体の方に伺うと、結局、示談みたいな形で、要するに表には出ていないものの、実際には起こっているというような話も聞くものですから、本当に子どもの立場に立って絶対防ぐということまで含めてやらなければいけないということは、書かれるとよいと思います。

会長

最終的な見せ方という問題はあると思いますが、重点政策の4番目に、緊急対応の着実な運用により、子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えますという文言が出たことによって、保護的な子どもたちへの、緊急介入、そして保護・回復のところは、ここに入っています。子ども・子育て会議の非常に重要なコンセプトなのですが、こういった介入型の施策が採られる時期であるからこそ、地域の中で子どもたちがどれだけ子どもの権利を具体化できる施策が展開されるかという支援型の施策が非常に重要だと思います。

世田谷の子ども条例や子ども・子育て応援都市宣言で子どもの権利の視点を出しているわけですが、今回国でも平成28年の児童福祉法の改正で明示されましたので、世田谷区がどういう形で子どもの権利という視点を明示するかということについては、最終的にまた検討させていただくことにします。

全体として、こういった介入、保護の段階のものが増えれば増えるほど、ある意味ではこれが土台なので、21ページの4つの重点政策の関係図では網をかけるという形でここがセーフティネットであると示していますが、それより前にきちんと健全育成という土台がなければなりません。その土台をどういうふうに、子どもたちのためにきちんと作り、そして子どもたちが自らの力で生きていけるような、そういった環境をどう整備していくのかという視点が非常に重要だということだろうと思います。こういった図柄がこれから描かれていくときに、図柄を描けば描くほど、実はこの本質が見えてしまいますので、私たちもよく注意をして、この図柄に対して、世田谷区が目指さなければならない子どもの権利を具体化していかなければいけません。緊

急に救出が必要な子どもから、若者たちまでカバーするので、難しさはあると思うのですが、そういった視点を失わないで全体としての最終的な段階のまとめに進めていただきたいというふうに思います。

他になにかご意見ございませんか。大項目の1の(2)、(3)です。身近な地区における相談、見守りのネットワークの強化というところで、児童館というキーワードだけが出てきているわけですが、ここで就学前の子どもたちの、地域の中での活動も含めて児童館というものがどういうふうに機能していくのかという辺りのところも議論しなければならないことだと思います。ぜひ、重層的というときに、この網というのは本当にのりしろをかなり付けないと、子どもは落ちてしまいますし、人々の暮らしの中で落ちてしまいやすい人たちは、どんなに網を張っても落ちてしまいますので、その辺りをどうするのか、ご意見をいただきたいです。また、子どもの貧困対策について、セーフティネットとしてどういうふうにこの世田谷の中で作りあげていくかということについても、ご意見を頂戴できればというふうに思います。いかがでしょうか。

委員 確認ですが、41 ページに、子どもの貧困対策の推進、現状と課題がございます。3 番目のところ、こちら生活困難を抱える小中学生が1 割以上存在するというのは、これは区のことと理解してよろしいでしょうか。

事務局 42 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらのほうに、世田谷区における子どもの貧困の把握ということで、昨年度、子どもの生活実態調査というものを行いました。そのときに、生活困難度ということに対して、所得だけではなく、家計にどんな圧迫があるかといったこと、子どもの体験とか所有物といった、大きくこの三つの視点から子どもの状態を把握していました。そういう中で、世田谷区においても1 割程度の子どものいるという結果が出たとご理解いただければと思います。

委員 少し読みづらいので、世田谷区内においても、そういうトータルな状況で困難を抱えているというのをどこかに入れ込んでいただけるとよいと思います。

委員 私は子育て中で、児童館をよく利用しております。そこの児童館はいろいろなイベントがあって友達ができましたし、子どもにも友達ができてすごくいい施設だと思っております。ただ、児童館という人数も多くて、そこに行けない人たちもいるので、そういった人たちの対策はこれからどうされるのかというのが心配なところです。

委員 今の意見と重なるところですが、多くのところで人材確保が難しく、手に負えない現場の状況があると思うのですが、BOP も同じような状況になりつつあると感じています。今年、小学校に入った子どもがいるのですが、少

し様子を見に行きましたら、180人くらいいるような状態で、BOPの先生が5、6人で対応しており、子どもに関わっている状態ではないです。BOPの方からも、皆さんも少し手が離れたらBOPに働きに来ませんかというような募集をされている状態というところを見まして、大変な状態にあると思います。

それ以上に、知らないでいる方ってすごく多いと思います。BOPにも関われない、子ども家庭支援センターにも行けない、児童館にも行けないで悩んでいる保護者もいらっしゃると思います。青少年世代、中高生であっても児童館にも、青少年交流センターにも行かない子どももいます。学校にも行けなくなっている子どもがいるところにどのような土台づくりができればよいのかと感じております。

委員

月1回子ども食堂のお手伝いをしていまして、貧困というところで何かお手伝いできればと思っています。子ども食堂というと子どもしか来られないからといって、カレー食堂にしてカレーを作っているのですが、貧困対策というふうにすると、すごく目的化してしまって、子どもたちも貧困の子しか行けないみたいになってしまうのは、また違うのではないかと考えています。目的としてはあまりご飯を食べられない、家庭で一緒に食べる人がいないお子さんとかにぜひ来てほしいというふうな目的で始めたと聞いているのですが、私たちの思いと子どもたちのニーズというのがどうやっていったらつながっていくのだろうかと思っています。

委員

重点政策についてですが、例えばその1の「子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます」のところでも、乳幼児教育の充実の下に1つ項目を追加して、放課後の過ごし方支援の充実などは項目を立てるべきアジェンダではないかと思いました。

同時にこの重点政策の3の基盤整備の中におきましても、「子育て家庭のニーズに沿った」次の幼児教育、保育、そして放課後の居場所の支援という、同じレベルで重点政策としてやっていくとしたほうがいいのではないかなと思いました。あと世田谷版ネウボラ、あるいは妊娠期からの切れ目ないということは、すごく世田谷の特徴として全国的にも認知されていると思いますが、1つ質問として、世田谷のBOP、あるいは新BOPというのも、これができたときには世田谷版ネウボラのように、目玉施策のようなものだったのかどうか気になりました。世田谷版ネウボラとか、妊娠期からの切れ目ないという最近のワードに比べて、この新BOPとかBOPが、放課後の支援がより量的にも質的にもひっ迫する中で、新しい言葉やコンセプトというのがどういうものなのかを前回の部会からずっと考えていましたので、質問しました。

会長

今の問題は、妊娠期からいろいろな段階で子育て家庭が課題を背負ったり、

子どもたち自身が課題を背負うことがあることです。現在世田谷区の中では、ケアの場として保育園を4割くらいの家庭が利用していて、いろいろな課題を抱えていても保育園が家庭と子どもを支えるケアの場として用意をされているわけです。

しかし、それが学齢期に入ったときに、学校と放課後の子どもたちの生活の場というものが、どういう形でこの保育園に代わるようなケアの場としての支援ができるのか、そこが問われているのだらうと思います。それを本当にBOP、学童、あるいは児童館が、課題を背負っている子どもたちを支え続けることができるのか。この見取り図から世田谷区の取り組みが見えてきません。先ほどの子ども食堂で本当に保護の必要な子どもを、子ども食堂という形できちんと受け入れる、学習支援で受け入れるというような機能と、全体の見取り図がこの中で見えてくると、世田谷区の一つの在り方みたいなものが、明らかにできるのではないかと思います。

委員

私もそここのところは非常に思いました。先ほど発言のあった、学校で小さい虐待のサポートがないという話もショッキングな話でした。これはテレビのニュース番組で見たのですが、大阪の小学校で、養護教諭が朝ご飯を食べてこないとか、親が夜遅くまで帰ってこなくて、一人で夜を過ごしている子どもがいることに気がついたそうです。そして、何時に寝たかとか、親はいつ帰ってきたかとか、朝ご飯は食べたのかといったことを書く「健康頑張り表」をつくって、おなかすいたと言ってやって来る子どもたちに、登校してすぐに書いてもらうということをしたところ、大変な生活を子どもがしているということが分かったというお話でした。

学校現場が一番、子どもと接触しているわけですから、学校現場でしっかりしたアンテナを張って、そこからつなぐというか、子どもたちの困り具合に気がついて大人たちが手を差し伸べられる仕組みというのを学校も協力して作らないと、恐らく無理じゃないかと思います。児童館というふうはこの図が書いてあって、学校との間に太い矢印が相互になっていますが、本当にここができるのかということは、真剣に考える必要があるのではないかと思います。

それから、最近、夫婦間の問題が子どもに大きな影響を及ぼしているというお話をお聞きして、それはすごくあると感じました。ネウボラというのはフィンランドの相談する場所の政策の話ですが、フィンランドのネウボラは本当に1人の保健師の方が、その家庭とのパイプをずっと持ち続けるわけです。それは就学前ですが、決まった保健師が一つの家庭の担当することで、その中では夫婦間の問題も、プライベートな問題も話し合えるようになっていきます。特に最近、フィンランドでも夫婦間の問題というのは大きいと捉え

られているようです。夫婦げんかの話から全部担当の保健師に話しているという話がありますが、そういうプライバシーにあたる夫婦間の問題は子どもの問題じゃないから、われわれの問題じゃないとにならないようにしなければいけないのだと思いました。ネウボラの担当保健師のように、何でも相談できる人がどこにいて、どういうふうにつながれるかということも考えていく必要があると思いました。

会長 皆さんからのご意見については、週明けくらいまでに、もしお気づきの点がありましたら、事務局にお寄せいただくということによろしいですか。よろしくをお願いします。

それでは2つ目の議題ですが、保育施設の整備特別推進策の実施ということで、提案が出てまいりましたのでご検討いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

## (2) 保育施設整備特別推進策の実施について

事務局 保育施設整備特別推進策の実施についてという資料をご覧ください。こちらの資料につきましては、7月4日の区議会の福祉保健常任委員会でご報告をしております。1番の主旨でございます。平成31年の4月時点の保育待機児童数、先ほど来、お話が出ておりますが、前年比で16名減の470名と微減となっておりまして、3年ぶりに3歳児の保育の待機児童も生じる状況となっております。

こうした状況を踏まえまして、特に待機児童の多い世田谷地域および北沢地域を中心として、保育の受け皿を確保していく必要があります。保育施設の整備を重点的に進めることを目的としています。今年度から令和4年度までの期間におきまして、保育施設整備特別推進策を実施するというものでございます。先ほど素案の中でも支援事業計画の章でお示ししたとおり、保育定員の拡大については計画の当初3年間で拡大していくという見通しを立てています。

特別推進策ですが、国の補助制度を活用した新たな賃借料補助制度の創設と、屋外遊戯スペース設置条件の一部変更の2つでございます。今回は、屋外遊戯スペースに関わる場所についてご説明いたします。ページをおめくりいただきまして、2ページの中ほどに(3)保育施設整備における課題とございます。①が賃借料補助制度の課題になりますが、②をご覧くださいまして、「保育施設整備の優先度の高いエリアでの園庭の確保の困難性」というところをご覧ください。区では保育の質、および園外保育のリスク等の観点から、屋外遊戯スペースの設置を要件としておりますが、幹線道路沿いや商業地等の建ぺい率、容積率の高いエリアでは、敷地内に屋外遊戯スペース用の

空間をもたないといった建物が多い状況となっています。

続きまして3ページの下のほうにございますが、(2)屋外遊戯スペース設置条件の一部変更についてをご覧ください。先ほど申し上げました課題を踏まえまして、設置条件の一部変更ということで書いてございますが、5ページに区で作っております、赤、青、黄色と色が出ているマップを添付させていただいております。これが世田谷区内の保育施設の必要な場所の優先度ということでお示ししているものでして、赤いところがAということで、整備を早急に進めたい地区、青いところが整備が必要な地区というような形で色分けをして示している図となっております。

3ページにお戻りいただきまして、このマップの、今申し上げましたAとBのエリアにおいて、屋外遊戯スペースの設置条件を一部変更してまいります。具体的には敷地内に遊戯スペース用の屋外空間をもたない不動産を活用した場合に、屋内に認可基準として求められる保育室の面積の他に、体を動かす遊び等のための空間として、年齢別クラス定員の最大定員掛ける3.3平米以上のホールを設置するという条件としまして、保育園事業者からの提案を受け付けることを可能として参りたいと思っております。

なお、参考資料としまして、A4の横で図の入ったものを1枚お配りしておりますが、こちらに具体的に考え方を記しております。左から順にご覧いただきたいのですが、左側が東京都の認可基準となっております、真ん中が現在の区の整備要件となっております。右側が今後、優先度の高い地域で整備を進める場合に適用する要件ということで整理しています。

待機児童の多い世田谷、北沢地域ですが、大規模な土地が少ないことに加えまして、駅前の開発を控えている地区もあることなどから、整備につながる不動産の確保が非常に厳しくなっております。そのため、今後はこの図の右側のほうにございますように、優先度の高く、屋外遊技場の確保が難しい建物を活用して整備する場合についてですが、屋内に年齢別クラス定員の最大定員掛ける3.3平米のホールを設置することを新たな条件ということで設けまして、事業者からの提案を受け付け、しっかりと審査してまいりたいと考えております。説明のほうは簡単ですが以上でございます。

会長

この話は、1枚ものの図を見ていただくと一番分かりますが、集中的に整備を行う3年間に限った時限的な考え方になっています。また、もともとはこういった運動場、あるいは園庭、広場があるか、いろんな状況によって保育園は作られ方が違うわけですが、基本的にはこの図にあるように、敷地内の地上に園庭があるのがよく、もしもない場合には屋上にあってもいいし、隣接する広場でもよいとされています。しかし、そういうものを確保できないようなビルの中の1室となった場合に、そういう環境でも保育園をつくら

ざるを得ないという地域が、北沢と世田谷の地域にはありそうだということです。

この2地域に限って、屋内で子どもが遊べるホールみたいなものを用意すれば、提案を受け付けるということをしていかどうかということが、今回の審議です。今までは認めていなかったものということを確認するというわけですが、いかがでしょうか。

委員

園庭の問題というのは、私も毎年調査をしております、23区では認可保育所全体の2割から3割程度しか園庭がないという自治体も、都心部には増えてきています。世田谷区はそういう意味では園庭を一生懸命、確保してくださってきている自治体だと思います。園庭というのは単に運動するだけじゃなくて、自然と触れ合ったり、さまざまな創造的な活動ができるわけですから、子どもにとっても、また保護者にとっても、また保育士にとっても欲しいもの、ニーズの高いものだと思っております。

しかしこういった状況の中でもう少し作りやすくしなければならぬという状況はよく理解できます。また、実際には今認可外から認可に移行する施設が増えておりますので、実際には認可の中にも園庭がなくて頑張っている施設もたくさん、世田谷区の中にもあると理解しておりますので、この措置についてはいいのではないかと思います。3つお願いしたいことがあって、1つは臨時的な措置と考えてはどうかということです。このままずっと永久にこれでいいということではなく、待機児童対策が一段落したら、もう一度、見直していただくということをお願いしたいです。

2つ目に、事業者の方に戸外遊びを確保していただくという意識をしっかり持っていただく必要があります。世田谷区だけではありませんが、今は人手が足りませんから、お散歩に行けませんとはっきり言われてしまったという保護者からのご相談もありまして、何とかそこは人手を確保して、戸外遊びに出掛けられるように、事業者の方に頑張ってくださいたいので、その辺のサポートや指導ということもお願いしたいです。

3つ目には、行った先の公園が今、非常にたくさんの保育園が来ているという状態になっていて、世田谷区の中に大きい公園がありますから、私が見たところは、たくさんの数え切れないほど保育園が来ていました。それでも何とかちゃんとそれぞれがスペースを確保できるような広さの公園でしたが、そういったお散歩が集中しそうな公園、あるいは園庭代替にするような施設が一体どのくらいあるのかという目配り、本当にこの児童公園で戸外遊びができるのかということも注意して見ていただきたいと思います。児童公園の環境充実も必要ですが、その利用度合いに配慮、目配りした上での認可ということにさせていただくといいかと思いました。

## 委員

この間、本当に保育施設の整備を真剣に進められてきての、最後の決断だったと思いますが、確実に方向性が変わるということだけは、ちゃんと私たちが覚悟を持っていいですよと言わなければならないと思っています。すごい変化です。ここまで世田谷区は他の自治体がどんなに基準を緩和してきても守ってきたのに、ここでかと私はすごく残念に思っています。あの真っ赤だった整備予定の地図が確実に白くなって行って、もうあと一息だと思っただいたが、それでも優先度が高いまま残ってしまった地区だけは仕方ないということなのだと思います。実際、大したことではないと思っている人のほうが多いと思いますが、これを許可したというのは、本当に今まで守ってきたものが崩れたというところが正直なところです。

保育の質のガイドラインに基づいて指導をしてきたけれど、この先、園庭がないような施設にガイドラインを配れますか、と私は思っているというのが一つと、あと区の重点政策でもある外遊びの推進というところから考えると、真逆の方向性です。実は子どもの学童のところも、今後、どんどん学校の中で実施するという施策が国で採られています、まちの中に子どもがいなくなっていいのかということと同じで、どんどん町の中に子どもの気配がなくなって、これからもっと保育園で日中過ごす子どもというのが増えていくかもしれないときに、その子どもたちを地域で育てなくていいのだろうかというのが、すごく残念なことです。臨時的とはおっしゃいましたが、そうは言っても3年後にそこに園庭ができるかといったらできるわけがなく、それならば3年後はその子たちは園庭のある園に移って、そこは廃止するのかわかるとそういうわけでもないの、そこのところどうするのだろうかというのが、一つ大きな疑問です。0～2歳は園庭のない施設も多いので問題なく感じるかもしれませんが、3～5歳の子たちもそこで過ごすということを忘れてはいけないと思います。

例えば、外遊びの推進というところは、誰が外遊びの推進の対象なのかというと、保育園に行っている子たちはそうではないのかということになります。逆にいうと素案のほうの外遊びのところ、日中、ほとんど保育施設の中で過ごす子どもということに対してどうしていくのかなど、そういったことも書かないといけないと思います。一応、提案を受け付けるという書き方をされているので、提案を通すときに、戸外遊びのところの提案をしっかりと書くとか、評価の基準にきちんとその中身や、どのようにそれを進めて、計画に落とし込むのかみたいな審査をすることが条件として必要だと思います。世田谷区でそういった親子が地域の保育園や、まちの中で遊べるように緑を増やすなどそういう公園が欲しいです。積極的に進めて、広げていくということがセットじゃないと、3～5歳を室内で、しかも3～5歳の定員ではなく



て、その学年のどこか一番多い人数の掛ける3.3平米ということになっていると思います。

例えば、5歳児が10人いたら、10掛ける3.3平米でいいとか、そういう話でしょうか。1クラスが利用できる部屋があればいいということだと思いますので、本当にホールなのかなどが心配です。そういうところが何となくもう決まっていることだとは思いますが、すごく気になっています。

委員

基本的な質問として、「隣接する公園、広場」の「隣接」とはどのような条件なのかお聞きしたいです。結局はもうなってしまった場合に、実質的に本当に外で遊んでいるのかということや、人手が確保できないのであれば、そこに別途人手を確保するための補助を付けるぐらいのことをやる必要があるのかなど思いました。あとは、外に出やすくするために、例えばその時間だけその保育園の前は交通を通行止めにするとか、スクールゾーンにして道遊びができるようにするとか、遠い公園だったら遠い公園までの道の安全を、ガードレール付けるとか、そういった本当に子どもが外に出やすくなるような対策の検討も必要ではないかと思います。

委員

お日さまに向かって子どもは育つ、お日さまに向かってしか子どもは育たないと思いますが、実際に保育園の中にいる子どもたちが自由しておいたらどこに向かっていくかということ、本当に外に向かい、お日さまに向かっていきます。本当に保育園にそういうことがなくなってくると、保育園って逆に悪くなるのではないかという感じはものすごくしています。

あと、3.3平米のホールを確保できるのであれば、園庭だって確保できるのではないかと思います、これはもうビルに限った保育所であるのか、それもまた非常に不安を感じます。

委員

いろいろなご議論があったことだと思いますが、世田谷区の保育制度の歴史の中での、大きな制度変更ということで、民営化のときもだいぶ議論がありました。当事者の世田谷区民の方たちが、どのぐらいこういったことを知ったうえで、こういった新しい改革がなされるのかしっかり確認をしました。民営化のときはかなりもう地域ごとに説明会がなされていましたが、エリアが限られたことかもしれませんが、それに匹敵するような、大きな世田谷における制度の改革で、子どもの育ちに大きな影響をもつ制度変更だと認識しました。それが1点です。

2点目が、夏もこれはプールをやらないとか、どういった保育になるのかということのイメージがつきませんでした。隣接する公園、広場、この1、2、3、5の点々に加えて、世田谷の豊かな公園の敷地がありますから、隣接はしていないが、例えばバス便か何かを付けて、近隣の公園、広場で外遊びをする時間や、権利を保障するという、このホールの5の囲みの隣に、あ

るいは区内の公園、広場での遊びの保障が必要だと思えます。アクセシビリティをしっかりと保障するという、そういったアイデアなども検討した上で、世田谷区の中で子どもの保育、あるいは子どもの就学前の環境の不均衡、不平等というものができるだけ起こらないようなアイデア出しや議論を今後したいと思っています。

会長 他にはよろしいですか。今の話の中で補足を担当課のほうからお願いしたいのですが、一つは、これは3年間の限定措置であるということと、そうすると3年間たった後、その保育園は、確保できなければ閉めるということを前提で募集をかけるのかということ、どのように理解すればよいか共有しておかなければいけないと思えますので、よろしくをお願いします。

事務局 来年度からの次期計画の3年間ということで、3年間に限った政策ということになります。保育園のほうは整備するのに1年から2年という時間を要しますので、例えば今年度、区のほうでは年間5回に分けて募集というのを設けていますが、想定されているビルのようなものが出てきた場合に、10月の4期の募集のときからそういった提案を、受け付けして、仮にその提案が通った場合、そこから区とは長期間の契約になります。建物が賃借の場合ですと、通常だと23年などというような契約になると思えます。その期間は賃貸借契約で保育園で実施していただくということになりますので、3年後に保育園を辞めるといったような話ではありません。

外遊びをどうするかというお話が出ていますが、区としても今後、これからどうしていったらいいのかという在り方のところは考えていきたいと思っていますところでは。

会長 今のお話ですと、この北沢と世田谷地域で、令和4年までで、整備が認められた保育園は、契約の続く限りにおいて、このまま特例が認められるということになるということでしょうか。

事務局 令和4年度までの間に整備をするとご理解をいただいたほうがよろしいと思えます。保育園はその後も続いていきます。

委員 ありがとうございます。参考資料に「点線内を必ず1つ必要とする」とありますが、必須という意味でしょうか。

そして、要綱レベルか何かで、その必須をどう担保するかということで、バスやアクセシビリティのことをしっかり書いてください。

事務局 お配りしている紙面上で書かせていただいているニュアンスでは、必須という意味で書かせていただいております。

会長 ご意見が相当ありましたが、この問題は整備することで世田谷区の子どものたちの保育の環境を大きく変えるものであるという認識をこの会議として持っているということです。そして環境の悪化を少なくとも短期間に食い止め

たいと思っています。具体的には20年、この地域の中でずっとその保育園がやるという、それぐらいの条件を出す必要があります。できないということになるのかもしれませんが、そうなるこの条件は大きく崩れてしまうということになります。

ここが非常に難しいところで、今の子ども・子育て支援事業計画としても、次の5年間で完全に整備をするということになるわけで、こういった保育の代替の遊技場のない、いわゆる外遊びのできない保育園というものを、世田谷区として認め続けるのかということが問題になります。これは20年なのか、10年なのか、この辺りのところもご検討いただきたいと思います。

もう1つは外遊びができるような環境を確保することです。児童福祉施設である保育所が、環境はどうしてもよくて預かってくれればよいというような保育施設になってしまったら、そのときは世田谷区の保育というものの位置づけが変わってしまいます。例えば、公園、児童館、あるいは近くには公立保育園や私立の庭を持っている保育園もあるわけで、夏になると、保育ネットワークの中でいろいろな遊びの共有をして、子どもたちは外遊びができるような環境の提供をし合っています。そういったものをより積極的に活用するというのを、その設置する事業者の方にきちんと説明していただいて、子どもたちがとにかく外遊びのところから阻害されていくことのないような工夫を、ぜひしていただきたいです。

それから先ほども事前の説明を受ける中でお話をしましたが、世田谷区は送迎保育も少しずつですが増えてきております。この評価もできる限り早く展開させて、多様な送迎保育のありようも考えながら、土地のないところをどのように克服して、子どもたちの保育環境を整備していくのかということに対する方針を出してほしいと思います。

以上、時間がなくて十分にお話ししていただくことはできませんでしたが、この重要な世田谷区の保育の整備に関する方針の変更ですので、この点については今申し上げたようなことを認識しているということを踏まえて、今後の整備をお願いしたいと思います。

次の期間までにこの整備のことも含めて、もしご意見がありましたら事務局のほうにお申し付けいただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局

本日はさまざまなお立場からご意見いただきまして、ありがとうございます。計画の素案に関しましては、週明けの段階でご意見をいただいて、一旦整理させていただきたいと思います。次回は9月25日に部会を予定しております。

次回の子ども・子育て会議は、10月下旬頃になるかと思います。あらため

て各委員の方々にはメール等で日程調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日の議事録については、またメールで確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは第2回子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(了)